廃　業　等　届　出　書

保険業法第290条第１項第２号から第７号までの一に該当することとなりましたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登　録　番　号	第　　号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年　　月　　日
事由［該当に○］	［　］業　務　廃　止（保険業法第290条第１項第２号） ［　］死　亡（保険業法第290条第１項第３号） ［　］破　産（保険業法第290条第１項第４号） ［　］合併による消滅（保険業法第290条第１項第５号） ［　］解　散（保険業法第290条第１項第６号） ［　］金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号）第12条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第16条第１項の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）（保険業法第290条第１項第７号）

（記載上の注意）

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者） **第百六十四条**　法第百条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。 ［一～七　略］ 八　当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等、金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの 九　［略］ （清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者） **第二百条**　法第百五十一条第六項において準用する法第百条第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。 ［一～七　略］	（監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者） **第百六十四条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの 九　［同上］ （清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者） **第二百条**　［同上］ ［一～七　同上］

廃　業　等　届　出　書

保険業法第290条第１項第２号から第６号までの一に該当することとなりましたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登　録　番　号	第　　号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年　　月　　日
事由［該当に○］	［　］業　務　廃　止（保険業法第290条第１項第２号） ［　］死　亡（保険業法第290条第１項第３号） ［　］破　産（保険業法第290条第１項第４号） ［　］合併による消滅（保険業法第290条第１項第５号） ［　］解　散（保険業法第290条第１項第６号）

（記載上の注意）

［同左］